

2025年12月22日

## 裁 定 書

控訴人 ライトアップラリーチーム

代表 早水雄一郎 殿  
ドライバー 加納 武彦 殿  
コ・ドライバー 萌抜 浩史 殿

一般社団法人日本自動車連盟  
モータースポーツ審査委員会  
委員長 園 高 明  
委員 木 下 美 明  
委員 佐久間 豊  
委員 九 石 拓 也  
委員 鈴 木 洋 洲  
委員 曽 木 徹 也

## 主 文

本件控訴を棄却する。

控訴料は没収する。

## 理 由

### 1 事案の概要

2025年10月19日、岐阜県高山市で開催された全日本ラリー選手権第8戦「第52回 M. C. S. C. ラリーハイランドマスターズ2025 supported by カヤバ」において、競技会審査委員会は、控訴人に対して、控訴人チームがエントリーする37号車（以下、「37号車」という。）について、SS9の走行中に運転席側サイドウインドウを開放したまま走行しており、ラリー競技開催規定・細則：スペシャルステージラリー開催規定33条9「スペシャルステージ走行時は必ずサイドウインドウを閉じて走行すること」とする規定違反があったとして、罰金30,000円を課する裁定を行った（以下「本件裁定」という。）。

これに対し、控訴人は、実際は運転席側ウインドウを開放したまま走行しておらず、事実誤認があるとして、控訴したものである（以下、「本件控訴」という。）。

### 2 審査の経過及び判断の理由

(1) 当審査委員会は、委員会を開催し、大会競技長・池田徹矢氏、同審査委員会委員長・仲野次郎氏及び控訴人ドライバー・加納武彦氏を審問し、控訴人提出の37号車の車載カメラの映像及び本件レース当日のライブ配信映像（YouTube）を検証するなどして、本件控訴を審理した。（な

お、控訴人37号車コ・ドライバー・崩抜浩史氏の審問は同氏の欠席により実施できなかった。)

(2) これらの審理の結果、当審査委員会は、次のとおり判断した。

競技会審査委員会は、SS9のFF（フライングフィニッシュ）付近に配置された公認審判員2名による、同地点を走行中の37号車の運転席側サイドウインドウの開放を現認したとの報告等を根拠に本件裁定を行った。

この点、公認審判員とコースの位置関係、当日の天候等から公認審判員の視認状況に特段問題は認められず、その他ライブ配信映像等の関係証拠から、37号車が運転席側サイドウインドウを開放して走行していた事実が認められる。控訴人提出の車載カメラの映像からは、運転席側サイドウインドウの開閉状況について判然とせず、上記認定判断を左右しない。

従って、競技会審査委員会による本件裁定は正当なものと認められる。

よって、本件控訴は理由がないから棄却するものとし、主文のとおり裁定する。

以上